平成２２年（再ロ）第５号
埼玉県所沢市大字山口764番地の２　フラッツ西所沢206
再生債務者　竹村　ユキ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月１日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（再ロ）第６号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町47番地３　ラムーナ横浜戸塚フォレストリッジ419号
再生債務者　上條　浩平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月５日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第９号
札幌市北区屯田３条３丁目３番34号
再生債務者　佐々木芳夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月５日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第６号
神戸市西区伊川谷町有瀬1046番地の１　309号
再生債務者　森川　正章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月５日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再ロ）第３号
新潟県長岡市下々条町1770番地２
再生債務者　髙橋　耕栄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月６日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２２年（再ロ）第１０００２号
茨城県古河市久能1042番地９
再生債務者　小竹　伸一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月５日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（再ロ）第１６号
京都市下京区中堂寺前田町24番地の６　パレジット五条1103号
再生債務者　竹本　圭子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月６日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第４号
奈良市三碓１丁目９番９号
再生債務者　田中　光文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月６日　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再ロ）第４号
千葉県山武郡大網白里町南横川2111番地２
再生債務者　好井　律子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年10月４日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（再ロ）第１０号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目22番10号
再生債務者　佐藤　順子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年10月４日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２２年（再ロ）第７号
神奈川県厚木市水引２丁目２番30―1304号
再生債務者　髙鳥　千穂
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成22年10月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

会社その他公告

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年十月五日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年十月十五日
岩手県盛岡市菜園一丁目三番六号
（甲）社団法人岩手県木炭協会
会長理事　千葉　　正
岩手県盛岡市菜園一丁目三番六号
（乙）財団法人農林会館育英奨学会
理事長　千葉　　正

合併公告
左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十二年十月六日に厚生労働大臣の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年十月十五日
東京都江戸川区西葛西三丁目一一番八号第五サンキビル一〇二号
（甲）医療法人社団愛優会
理事長　都　　直人
神奈川県横浜市旭区金が谷六一四番地三
（乙）医療法人社団千草会
理事長　岡野　一年

合併公告
当社（乙）は、合併により株式会社日本航空インターナショナル（甲　住所東京都品川区東品川二丁目四番一一号）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。
効力発生日は甲の会社更生手続（東京地方裁判所平成二十二年（ミ）第二号）における更生計画認可決定日の翌日（但し、甲の管財人は裁判所の許可を得てこれを変更することができる）であり、当社は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済です。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月十八日
掲載頁　一八四頁（号外第一二八号）
平成二十二年十月十五日
東京都品川区東品川二丁目四番一一号
株式会社ジャルウェイズ
代表取締役　池田　　博

合併公告
債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年十二月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意は平成二十二年九月二十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年七月十六日
掲載頁　一四〇頁（号外第一五〇号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月九日
掲載頁　九十六頁（号外第一六六号）
平成二十二年十月十五日
福岡県直方市大字中泉字今林八五番地の二六　（甲）株式会社はせがわ美術工芸
代表取締役　清原　久視
福岡県直方市大字中泉字今林八五番地一七　（乙）株式会社はせがわ仏壇工房
代表取締役　秋吉　泰良